熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要項

(通則)

第1条 知事は、高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項(以下「制度要項」という。)第16条の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項(以下「交付要項」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「旧法」という。)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部を改正する法律施行令(平成23年政令第237号)による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成13年政令第250号。以下「旧政令」という。)、高齢者の居住の安定確保に関する法律を行令(平成13年政行規則(平成23年国土交通省令第64号)による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号。以下「旧省令」という。)、平成23年10月20日付け国住備第166号で通知のあった改正前の地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日国住備第160号。以下「旧国庫制度要綱」という。)、平成23年10月20日国住備第167号で通知のあった改正前の地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱(平成19年3月28日国住備第167号で通知のあった改正前の地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱(平成19年3月28日国住備第168号で通知のあった改正前の地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日国住備第162号。以下「旧国庫補助要領」という。)に定めるところによる。

(整備基準)

第3条 この要項による補助の対象となる高齢者向け優良賃貸住宅は、旧法及び旧省令で定める基準並びに国土交通省住宅局長が定める整備基準に該当するものでなければならない。

(家賃の減額に係る補助金の額)

- 第4条 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助金の額は、家賃と入居者が負担するものとして認定事業者が定めた額(以下「入居者負担額」という。)との差額に当該高齢者向け優良賃貸住宅の管理月数を乗じて得た額とする。ただし、家賃から入居者負担基準額(旧政令第2条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法(平成20年11月7日付け国土交通省告示第1326号による改正前の平成13年国土交通省告示第1295号)に基づき算定した額(旧法の施行日以前に行われた募集による入居者については、平成13年8月5日国住備第90号住宅局長通知により廃止される前の平成10年4月8日建設省住建発第40号住宅局長通達第12に基づき算定した額)をいう。)を控除した額に、当該高齢者向け優良賃貸住宅の管理月数を乗じた額を限度とし、入居者負担基準額が家賃の額を超える場合は、補助金の額は0円とする。
- 2 前項の入居者負担額及び入居者負担基準額の算定に当たっては、百円未満を切り上げるものとする。
- 3 第1項の管理月数は、家賃の減額の対象となる入居者が入居している月数とする。ただし、入居可能日(家賃徴収の始期となる日をいう。)が月の初日以外の日であるときは翌月から月数を算定し、入居者が月の末日以外の日に退居するときは1月を30日とした日割り計算により月数を算定する。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 交付申請額の算出方法 (別記第2号様式)
 - (2) 収入計算書(別記第3号様式)
 - (3) 収入を証明する書類(本人及び同居家族全員のもの)
 - (4) 住民票(入居者全員及び同居しない扶養者全員のもの)
 - (5) 障害者・特別障害者控除をした方がある場合は、それを証明する手帳
- 3 第1項の申請書の提出期限は毎年6月末日までとし、その提出部数は、1部とする。 (補助金の交付の条件)
- 第6条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。
 - (1) 熊本県補助金等交付規則及び熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要項の規定を遵守すること。
 - (2) 補助金に係る消費税相当額については、住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて(平成17年9月1日付け国住総第37号国土交通省住宅局長通知)の定めるところにより、実績報告の段階で消費税仕入控除税額が明らかになった場合は確定した消費税仕入控除税額を除いた額について実績報告を行うものとし、補助金の額の確定後消費税の申告により消費税仕入控除税額が明らかになった場合は消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還すること。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式) により行うものとする。

(補助金の額の変更)

- 第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の額に変更を生じる変更とする。
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書 に添付すべき書類は、交付要項第4条第1項各号に掲げる図書とする。
- 3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、変更交付決定通知書 (別記第6号様式)により行うものとする。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところ によるものとする。
 - (1) 家賃助成明細書(別記第8号様式)
 - (2) 住民票(入居者全員のもの)
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、毎年3月末日とし、その提出部数は、1部とする。 (補助金の額の確定)
- 第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(家賃減額補助金の請求等)

第11条 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、四半期ごとの家賃の減額に係る補助金

について、当該四半期の末月の翌月の末日までに請求するものとする。

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第10号様式によるものとし、その添付書類は補助金請求額 の算出方法(別記第11号様式)とする。

(台帳等の作成及び保存)

第12条 この要項により、補助金の交付等を受けたものは、補助対象事業等の実施状況及び補助金の 執行等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を作成及び整理し、これらを5年間保 存しなければならない。

(処分等)

第13条 この要項の定めるところにより補助金の交付を受けたものに係る処分等については、旧国庫制度要綱第18の規定を準用するものとする。

附則

この要項は、平成12年1月14日から施行する。

附則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 法の施行日の前日以前に供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅に係る整備費補助については、なお従前の例による。
- 3 法の施行日の前日以前に供給計画の認定を受けた高齢者向け優良賃貸住宅で、法の施行日以前に行われた募集による入居者に係る家賃減額補助については、なお従前の例による。

附則

この要項は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年5月18日から施行する。

附則

この要項は、平成21年5月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成22年9月16日から施行し、改正後の熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要項の規定は、平成22年4月1日から適用する。ただし、第16条第3項の改正規定は 平成22年10月1日から施行する。
- 2 平成22年度に限り、第17条中「6月末日」とあるのは「9月末日」と、第19条中「各四半期ごと」とあるのは「交付決定後の四半期ごと」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この要項は、平成23年1月14日から施行し、改正後の熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要項の規定は、平成23年1月1日から適用する。
- 2 平成23年1月1日時点において、現に高齢者向け優良賃貸住宅に入居している者に係る収入 計算については、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附則

- 1 この要項は、平成24年9月27日から施行する。
- 2 平成24年度の高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助金の申請、報告、請求に関する様式については、なお従前の例による。
- 3 この要項の規定による改正前の熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要項(以下「旧要項」

という。)の規定により補助金の交付を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅については、旧要項第3条、第10条、第22条及び第23条の規定の適用を受けるものとする。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。